

情報通信審議会情報通信技術分科会
航空・海上無線通信委員会（第26回）議事要旨

1 日時

令和6年2月9日（金）10:00～10:50

2 場所

Web会議（WEBEX）

3 出席者（敬称略、順不同）

[委員・専門委員]

小瀬木主査、森川委員、石井専門委員、井手専門委員、伊藤専門委員、大槻専門委員、栗田専門委員、児玉専門委員、竹内専門委員、竹之下専門委員、豊嶋専門委員、生田目専門委員、福田専門委員、藤井専門委員、山口専門委員

[説明員]

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所 福島様（90GHz帯滑走路路面異物検知レーダー作業班主任）

[事務局]

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 廣瀬課長、長澤課長補佐、和田課長補佐、川津係長、奥井係長、小林主査

4 配付資料

資料26-1 航空・海上無線通信委員会報告（案）

資料26-2 航空・海上無線通信委員会報告（案）概要

参考資料26-1 航空・海上無線通信委員会 運営方針

参考資料26-2 航空・海上無線通信委員会構成員名簿

参考資料26-3 情報通信審議会情報通信技術分科会 航空・海上無線通信委員会（第24回）議事要旨

参考資料26-4 情報通信審議会情報通信技術分科会 航空・海上無線通信委員会（第25回）議事要旨

参考資料26-5 9GHz帯小型船舶用固体素子レーダーの技術的条件 意見募集結果

5 議事概要

(1) 航空・海上無線通信委員会報告（案）について

・90GHz帯滑走路路面異物検知レーダーの技術的条件（案）について

福島説明員から資料26-1及び資料26-2に基づき説明が行われ、以下の質疑応答があった。

質疑応答

・「第3章干渉回避のための機能等」(資料26-2 p.11)のこれらの機能についてはARIB規格に入りたいと考えている。なお、回転同期や別方向に電波を発射しない機能について無線設備規則で規定する考え方もあるのではないかと。また、資料26-2 p.11に「当該基準」とあるが、「当該機能」とするのが適当ではないか。(児玉専門委員)

・無線設備規則で規定しない理由としては、全てのレーダーを同期しないケースも考え得ることや、別方向に電波を発射しないことについては、例えば360度電波を発射するレーダー等の新たな利用を妨げないことを想定しているためである。「当該基準」については御指摘の通り「当該機能」に修正する。(事務局)

・この度国内の技術基準を制定することになるが、国際基準との関係はどうなっているか。具体的にはEUROCAEで基準が作られていると聞いているがEUROCAEとの整合性はどうか？(小瀬木主査)

・作業班ではEUROCAEにてついて詳細議論はしていないが、FODの検知サンプルについてEUROCAEに基準があり、その基準を満足していることはこれまでの実証実験において確認されている。(福島説明員)

・システム性能の基準がEUROCAEの基準と整合していると理解した。(小瀬木主査)

・補足までだが、EUROCAEの基準は運用面に関するものであり、資料26-1の報告書本文p.6でもEUROCAEの最低性能要件に規定された試験を実験で確認している旨記載している。(事務局)

・今回の共用検討の結果、本レーダーの設置が妨げられる空港があるのか。(藤井専門委員)

・共用の問題で設置できない空港はないと認識している。(福島説明員)

・天候等の環境条件で検出性能が変わると思うがこの点は検討されたのか。天候によって本レーダーに関して、降雨等の場合に使えない等の基準はあるのか。(豊嶋専門委員)

・天候等の環境の基準について作業班で詳細な議論はしていないが、これまで実証実験において様々な環境で本レーダーの検知性能を評価・確認している。本レーダーは、現在、羽田空港で評価を行っている段階であり、降雨等によって検知能力が変化するものの、現時点で運用上支障はないと理解している。(福島説明員)

・運用上支障はないことを確認しているということで理解した。(豊嶋専門委員)

(2) その他

事務局から参考資料26-5に基づき説明が行われ、特段の質疑はなかった。

また、事務局から委員会報告案については委員会終了後に、速やかにパブリックコメントを実施し、結果については本委員会構成員に連絡する旨説明があった。

以上